

平成 2 6 年 度 監 査 の 意 見 に 対 す る 対 応 結 果 の 公 表
(企 画 総 務 局)

- 1 監査意見公表年月日
平成 2 6 年 9 月 1 0 日 (広 島 市 監 査 公 表 第 2 1 号)
- 2 監査意見に対する対応結果通知年月日
平成 2 7 年 3 月 1 8 日 (広 企 秘 第 3 8 号)
- 3 監査の意見及び対応の内容

タクシー乗車券の管理について (所管課：企画総務局秘書課)	
監 査 の 意 見	対 応 の 内 容
<p>タクシー乗車券の管理において、業務上の必要から、常時、一定枚数を特定の職員に交付している場合に、出納簿に実際の払出しに応じた内容が記録されていないことなどにより現在高が明らかとなっていない事例が見受けられた。</p> <p>については、タクシー乗車券を使用実態に合わせて適正かつ簡便に管理する方法を検討されたい。</p>	<p>監査の意見を踏まえ、平成 2 6 年度分から、タクシー乗車券の払出しや使用の都度、例外なくその状況をタクシー乗車券の出納簿に記録する方法に改めることにより、常に現在高が明らかになるような管理方法にした。</p> <p>また、業務上の必要から特定の職員が常時保有しているタクシー乗車券については、現物をもって当該出納簿との突合を毎月末に行う仕組みにすることにより、その紛失を防止し、より確実な管理の徹底を図った。</p>

平成 26 年度 監査結果に対する措置事項等の公表
(財 政 局)

- 1 監査結果及び監査意見の公表年月日
平成 26 年 6 月 12 日 (広島市監査公表第 9 号)
- 2 監査結果に対する措置事項及び監査意見に対する対応結果の通知年月日
平成 27 年 3 月 13 日 (広税市第 285 号)
- 3 監査の結果 (指摘事項) 及び措置の内容並びに監査の意見及び対応の内容

【監査の結果】

事業所税の賦課徴収事務について (所管課：財政局税務部市民税課)	
監 査 の 結 果	措 置 の 内 容
<p>事業所税については、市内で一定規模以上の事業を営む法人又は個人に対し事業所税を申告納付の方法により賦課徴収している。</p> <p>この事業所税の賦課徴収事務において、申告に必要な書類を発送した後、申告がない者へ長期間に渡り督促等を行っていないものがあつた。</p> <p>ついでには、未申告による賦課徴収漏れを防止し、賦課徴収事務を適正に行うため、内部統制の観点から事務処理マニュアルやチェック体制を整備するなど、必要な対策を講じられたい。</p>	<p>監査の結果を受け、事業所税の未申告による賦課徴収漏れを防止し賦課徴収事務の適正化を図るため、次のとおり事務処理を見直すとともに、あわせて申告に必要な書類の発送から未申告者への申告の督促等に至るまでの一連の事務処理手順について、これを取りまとめたマニュアルを作成し、担当職員に周知徹底した。</p> <p>ア 申告に必要な書類の発送先、発送日、提出された申告書の受付日等を記入する月次の発送受付簿を作成することにより申告書の受付状況及び未申告者の状況をまとめ、進行管理するとともに、これを毎月 20 日頃に係長に報告し、その確認を受けることとした。</p> <p>イ これらの年間を通じた全体の状況を一括して把握するため、申告に必要な書類を発送した月ごとに、発送件数、申告者数、未申告者数、督促等を行った未申告者数を記載した総括表を作成するとともに、これを毎月 20 日頃に係長に報告し、その確認を受けることとした。</p> <p>ウ 毎月 10 日時点での未申告者リストを市税システムから出力し、当該リストに基づいて未申告者を確認の上、申告の督促等を確実に行うこととした。</p>

【監査の意見】

事業所税の減免事務について （所管課：財政局税務部市民税課）	
監 査 の 意 見	対 応 の 内 容
<p>事業所税の減免を受けようとする事業者は、申告納付期限までに「事業所税に係る減免申請書」を提出する必要がある。申告納付期限までに減免が決定されない場合、事業者は減免前の税額を一旦申告納付し、後日、減免決定された段階で減免額が還付される。</p> <p>この減免の申請から減免の決定・減免額の還付決定までに6か月以上要した事例が見受けられた。</p> <p>については、減免の申請から減免の決定・減免額の還付決定までの期間の短縮を図られるよう、事務の見直しを検討されたい。</p>	<p>監査の意見を踏まえ、次のとおり事務を簡素化・効率化することにより、減免の申請から減免の決定・減免額の還付決定までの事務処理期間の短縮を図った。</p> <p>ア 平成27年1月からは、これまで全ての減免申請案件で実施していた現地調査について、資産割に係る減免で申請内容が前事業年度の減免の認定内容と同一である場合には、減免申請と併せて現況に異動がない旨の報告書の提出を求め、電話等による聴取り調査によって確認することにより、当該減免の認定を行うこととした。なお、この方法による減免の認定は、連続して2事業年度までとし、3事業年度目は現地調査を実施する。</p> <p>イ 平成26年5月からは、これまで減免認定の都度作成していた資産割に係る減免に関する決裁文書に添付する平面図、配置図等の資料について、減免の認定内容が前事業年度と同一の場合には、前事業年度において使用したこれらの資料をそのまま継続して使用することとした。</p>